

○ 猟銃等販売事業の許可について (照)

(会)

〔昭和三十五年九月二十二日
通商産業省重工業局長あて 〇〇県知事〕

上記について、許可の基準として武器等製造法第十九条第二項において準用される同法第五条第一項第五号は「最近三年以内に他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が猟銃等販売事業者とし不適当な者」に該当しないことが必要となりますが、下記事案についてその情状をどの程度に酌量すべきか、貴局におけるご見解について折返し回報くださいますようお願いいたします。

記

〇〇は上記肩書地において無許可で空気銃を販売しているやの風評がありましたので、本人対し空気銃の販売を業とする場合は、武器等製造法の規定により知事の許可を要する旨を説示したところ昭和三十五年九月十三日付で猟銃等販売事業（空気銃のみ）の許可申請書を提出してきましたので審査中昭和三十五年四月一日猟銃を無許可で所持していたため銃砲刀剣類等所持取締法の違反により罰金三、〇〇〇円に処せられた事実が判明したものである。

○ 猟銃等販売事業の許可について (回答)

〔昭和三十五年十月三十一日 三五五重局第二二七〇号〕
〇〇県知事あて 通商産業省重工業局長

昭和三十五年九月二十二日付け三十五第〇〇〇〇号により照会のありました上記の件につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

- 一 武器等製造法第十九条第二項で準用する同法第五条第一項第五号ハの規定は、主として公共の安全の確保を目的としているものと考えられる。従つて、その「情状」については他の法令の規定に違反した内容が猟銃等販売事業者としての適格性（例えば公共の安全の維持、危険物の保持に関する規定の遵守、正常な精神を有すること等）に反するものであるか否かを判断し、それに基づいて「不適当な者」であるか否かを決定すべきであると考ええる。
 - 二 貴県から照会のあつた件については、その違反した法令の規定（銃砲刀剣類所持等取締法第三条）の目的および内容からして一応情状としてその照会に係る者は猟銃販売事業者として不適当な者であると推定し得るものと考えられる。
- しかしながら、貴県における同所持取締法第三条違反に対する

検挙状況、処罰状況および照会に係る者の違反した内容、情状、執行猶予の有無等によつては、上述の推定をくつがえし、その者が猟銃等販売事業者として不適当であると判断しなくてもよい余地があり得ると考えられるが、これについては、貴県からの照会だけでは決定できないので判断を差し控える。
